

自動火災報知設備の奏効事例

火災概要

耐火構造7階建共同住宅6階部の居室から出火し、1戸内の床及び電気ストーブなどが焼損した「ぼや」の建物火災です。この共同住宅には、住戸用自動火災報知設備が設置されていたので、リビングにいた家人が、「火災が発生しています。」のメッセージで火災を発見し、水道水を使用して初期消火に成功しています。

原因概要

本件火災の出火原因は、勉強机のそばで電気ストーブを使用しており、部屋から出る際に椅子の上に敷いていたクッションが落下し、電気ストーブの上に被さり、その事に気づかないまま部屋を出た為、クッションに着火したものです。



焼損した電気ストーブ



椅子と床の焼損状況



焼損した座布団

類似火災の防止対策

類似した火災例

- (1) ベットの近くで電気ストーブ及びハロゲンヒーター等を使用し、そのまま就寝した為、寝返り等により布団等が電気ストーブ及びハロゲンヒーター等に接触し着火した。
- (2) 雨天の時など洗濯物が乾かない等の理由で、電気ストーブの上に衣類等を干していたところ、その衣類が落下して火災に至った。

以上のように、本件火災以外でも、電気ストーブ及びハロゲンヒーター等による火災が発生しています。

こうした火災を防ぐためには、電気ストーブ及びハロゲンヒーター等の使用・誤った使用方法についての注意が必要です。

今回の事例は、自動火災報知設備が奏効した事例です。住宅用火災警報器でも同様の奏効が期待できますので、早期の設置をお願いします。

・・・火災が発生した場合は、直ぐに消防(119)へ通報してください。・・・